

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		学校の施設設備の目的外使用許可の取消し
所 管 部 課 係 名		各学校長 取りまとめ教育総務課総務係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市立小、中学校施設設備の学校教育目的以外の使用に関する規程 第5条 次の各号の一に該当する場合は、使用の許可を取消し又は停止するものとする。 (1) 学校教育に支障を生じたとき (2) 本規程の定める事項に違反したとき (3) 許可を得ないで使用許可書の内容を変更したとき (4) 校長若しくは校長の命をうけた責任者の指示に従わなかったとき
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の場合には、使用の許可を取り消す。 1 学校の用に供する必要が生じたとき。 2 学校施設の管理上、支障が生じたとき。 3 虚偽の申告により使用を許可された場合 4 使用許可条件に違反した場合 5 許可した範囲を逸脱して使用した場合 6 権利を第三者に譲渡した場合
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)